

評価の対象種に関する考え方（試案）

国外から我が国への移入種の意図的導入について、リスク評価の対象に関する考え方は以下のとおりとする。

リスク評価の対象種の範囲

生物多様性への影響を及ぼすおそれが高いとして、以下に該当する種

タイプ1	我が国の各地域の生物多様性に対して影響(*)を及ぼしていることが確認されている種
タイプ2	国外において生物多様性に対する顕著な影響が確認されている種であって、我が国の自然環境下において生存する可能性のある種
タイプ3	食性、交雑性、移動(拡散)性等からみて、導入した場合に我が国の生物多様性に対する影響が生じる懸念が大きい分類群に含まれる種 ・哺乳類、鳥類、は虫類、両生類、魚類及び昆虫類において想定 ・我が国の自然環境下での利用等これまでの導入実績が多く、生物多様性に対する影響が生じないと認められる種を除く。

(*) 生物多様性への影響 : 捕食、競合・駆逐、土壌環境等の攪乱、遺伝的な攪乱

リスク評価の対象種の特定方法

- (1) リスク評価の対象種の特定に当たっては、生物学等の研究者、生物の産業利用等の専門家の意見を聞いて行う。
- (2) パブリックコメントの実施等により、広範囲からの意見聴取に努めるものとする。

リスク評価の対象種の見直し

科学的知見の集積等に応じてリスク評価の対象種の範囲の見直しを適宜行うものとする。